

---

## 第3次

# いわてまち男女共同参画プラン（案）

つくろう 男女が共に意見を尊重し 共に支え合い 共に生き生きと暮らせるまち

---

令和3年2月

岩手町



# 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の位置付け .....	1
3. 計画の期間 .....	2
第2章 男女共同参画を取り巻く現状と課題 .....	3
1. 男女共同参画に係る国内外の動向 .....	3
2. 男女共同参画に係る本町の現状 .....	7
3. 町民・事業所アンケートにみる男女共同への意識 .....	12
4. 第2次いわてまち男女共同参画プランの検証 .....	21
5. 本町の男女共同参画における課題 .....	25
第3章 計画の基本方針 .....	27
1. 計画の基本理念 .....	27
2. 基本目標 .....	27
3. 施策の体系 .....	28
第4章 施策の内容 .....	29
基本目標1 男女が共に手を取りあい活躍するまちづくり .....	29
基本目標2 男女共同参画社会を実現する基盤づくり .....	32
基本目標3 男女が共に活躍できる雇用環境づくり .....	35
基本目標4 男女が安全・安心に暮らせるまちづくり .....	38
第5章 成果指標の設定 .....	39
基本目標1 男女が共に手を取りあい活躍するまちづくり .....	39
基本目標2 男女共同参画社会を実現する基盤づくり .....	40
基本目標3 男女が共に活躍できる雇用環境づくり .....	41
基本目標4 男女が安全・安心に暮らせるまちづくり .....	41
第6章 推進体制 .....	42
1. 基本的な考え方 .....	42
2. 岩手町の推進体制 .....	42
第7章 資料編 .....	45
1. いわてまち男女共同参画プラン策定委員会 .....	45
2. 岩手町男女共同参画推進懇話会 .....	47



# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1. 計画策定の趣旨

本町では、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「第2次いわてまち男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて各種取組を推進してきました。

この間、「働き方改革」の推進、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）の施行、新型コロナウイルスの世界的感染拡大に伴う「新しい生活様式」の広がりなど、大きな社会変容が起こっています。

また、本町においては、令和3年度から令和12年度までの10年を計画期間とする、「岩手町総合計画」（以下「総合計画」という。）を策定し、その前期基本計画（令和3年度から令和7年度）において、「すべてのひとが活躍できるまちづくり」の推進等を通じて、多様性を尊重し、助け合う協働のまちづくりを目指すこととしています。

こうした状況を鑑みるとともに、国が策定する「第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）」（以下「第5次基本計画」という。）をはじめとする男女共同参画関連法令、岩手県による関連計画、本町の個別計画等を踏まえ、「第3次いわてまち男女共同参画プラン」を策定しました。

## 2. 計画の位置付け

### （1）市町村男女共同参画計画としての位置付け

本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けるものです。

### （2）岩手町女性活躍推進計画としての位置付け

本計画の基本目標2に関する部分は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」に位置付けるものです。

### （3）岩手町DV防止計画としての位置付け

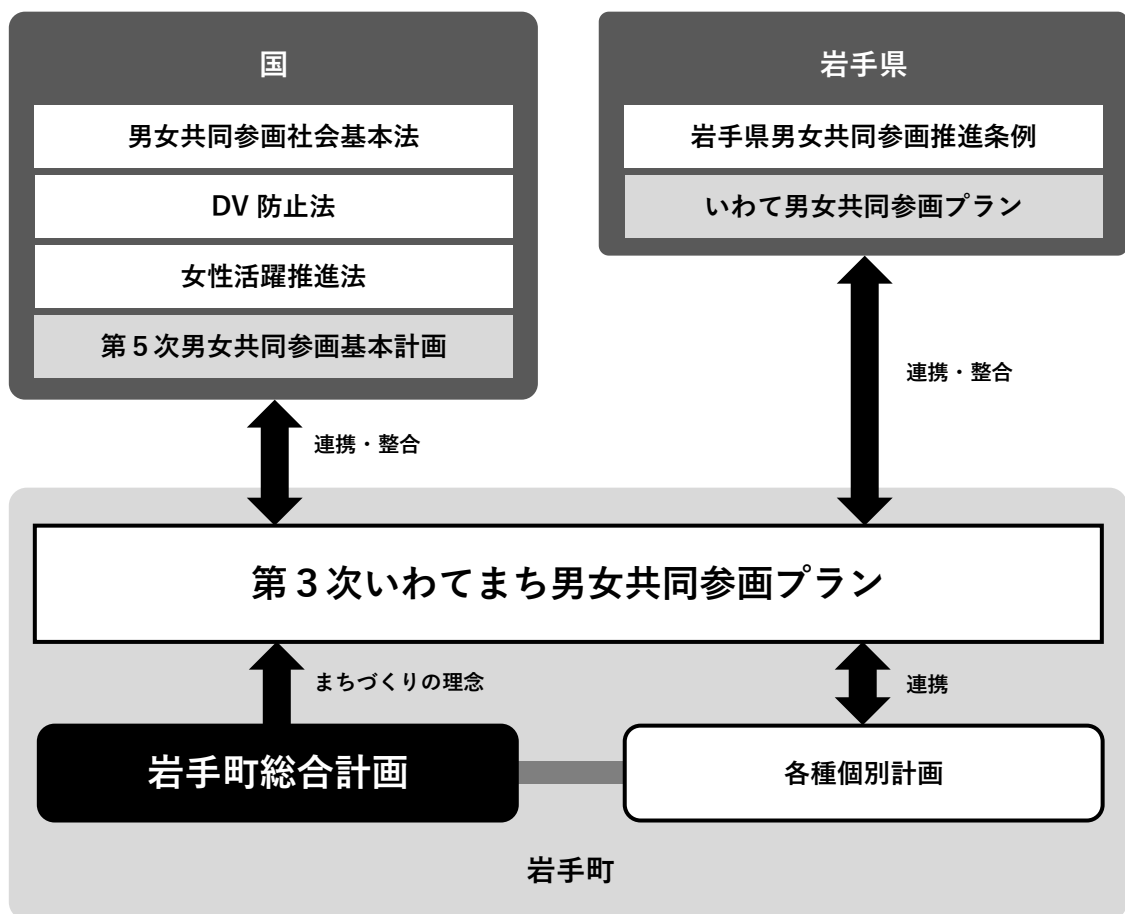
本計画の基本目標3に関する部分は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく「配偶者から

の暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(以下「DV防止基本計画」という。)として位置付けるものです。

#### (4) 法令及び関連計画との整合

国の法令及び「第5次基本計画」、県の条例及び「いわて男女共同参画プラン(令和3年3月)」、本町の「総合計画」、その他個別計画等との整合を図りながら、男女共同参画社会の実現にむけた施策を総合的に推進する指針とするものです。

【図表】計画の位置付けイメージ



### 3. 計画の期間

計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、計画期間中であっても、社会経済情勢や法制度の改正に応じて、適切な施策の推進を図るために、必要な見直しを行います。

## 第2章 男女共同参画を取り巻く現状と課題

---

### 1. 男女共同参画に係る国内外の動向

#### (1) 世界の動き

世界における男女共同参画社会形成への動きは、昭和50年（1975年）の「国際婦人年」を契機に、女性の地位向上に関する取組から始まっています。

昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）までを「国連婦人の10年」と定めて「世界行動計画」を採択し、女性の人権擁護と男女平等の実現のための国際的な行動が本格的に始まりました。

昭和60年（1985年）には、平成12年（2000年）に向けて、女性の地位向上のために各国が取り組むべき施策の指針である「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。

平成7年（1995年）、北京で開催された第4回世界女性会議では、男女平等を基礎とした女性の地位向上に向けた具体的な行動指針として「行動綱領」が採択されました。ここでは西暦2000年に向けて優先的に取り組むべき方向が示され、各国には、平成8年（1996年）までに行動計画を策定することが求められました。

平成12年（2000年）には国連特別総会「女性2000年会議」が、平成17年（2005年）には「国連婦人の地位委員会」がニューヨーク国連本部で開催され、男女共同参画の推進は国際的な流れとなっています。

平成23年（2011年）1月には、既存のジェンダー関連4機関であるジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）、女性の地位向上部（DAW）、国連婦人開発基金（UNIFEM）、国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW）を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」として新たな機関が正式発足しました。

平成24年（2012年）3月には、第56回国連婦人の地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択され、男女共同参画の推進は国際的な大きな流れとなっています。

## (2) 国の動き

世界女性会議を受け、昭和 52 年（1977 年）の「国内行動計画」策定から取組が始まり、世界女性会議の採択内容に応じ、行動計画を策定・改訂してきました。

昭和 60 年（1985 年）には、男女雇用機会均等法の制定、国民年金法改正などの法律、制度面の整備を進め、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に批准するとともに、昭和 62 年（1987 年）には、ナイロビ将来戦略を受けた「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

平成 6 年（1994 年）には、総理府に男女共同参画室、内閣に男女共同参画推進本部を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会を設置するなど、推進体制を整備しました。

平成 7 年（1995 年）の第 4 回世界女性会議での「北京宣言」及び「行動綱領」を受け、平成 8 年（1996 年）12 月に「男女共同参画 2000 年プラン」を策定するとともに、平成 11 年（1999 年）4 月 1 日には、「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」の改正を行いました。

さらに、平成 11 年（1999 年）6 月には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するために「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現は我が国の最重要課題として位置付けられています。

平成 13 年（2001 年）には、省庁再編により「内閣府」が設置され、その中に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置されました。また、「DV 防止法」が公布・施行され、配偶者からの暴力を社会的な問題として捉え、被害者保護が図られるとともに、加害者への対応が強化されることになりました。

平成 17 年（2005 年）には、「次世代育成支援対策推進法」が全面施行され、職業生活と家庭生活の両立の推進が図られることとなりました。また、この年には「育児・介護休業法」が改正され、平成 18 年（2006 年）には「男女雇用機会均等法」が改正されました。

平成 19 年（2007 年）には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定され、平成 21 年（2009 年）には「育児・介護休業法」が改正、平成 24 年（2012 年）には「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」が策定され、男女共同参画を推進するための様々な関係法律が整備されてきています。

さらに、平成 27 年（2015 年）8 月には、「女性活躍推進法」が国会で成立し、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮できるよう、整備が行われました。



### (3) 岩手県の動き

国による昭和 52 年（1977 年）の「国内行動計画」策定を受け、昭和 53 年（1978 年）には「岩手の婦人対策の方向」を策定するとともに、昭和 54 年（1979 年）4 月に企画調整部に青少年婦人課を設置（平成 5 年に青少年女性課に改称）し、女性施策を総合的に推進する体制を整備しました。さらに、昭和 63 年（1988 年）には、西暦 2000 年に向けた岩手県における女性施策を推進するための基本指針となる「新岩手の婦人対策の方向」を策定しました。

平成 4 年（1992 年）3 月には、国の「新国内行動計画」改定（平成 3 年）及び「第三次岩手県総合発展計画」策定を受けて、男女共同参画型社会の形成を目指した「いわて女性さわやかプラン」を策定し、さらに、平成 8 年（1996 年）3 月には、同プランの後期における具体的施策を策定し、これに基づく諸施策を推進しました。

平成 12 年（2000 年）3 月には、21 世紀初頭を展望した総合的な計画として、「いわて男女共同参画プラン」を策定しました。

平成 14 年（2002 年）10 月には、「岩手県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関する基本理念や県、県民等の責務、施策の基本的事項を定めました。

平成 17 年（2005 年）7 月には、これまでの取組を評価・総括して改訂し「いわて男女共同参画プラン（改訂版）」を策定するとともに、「DV 防止法」に基づき「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を策定しました。

また、平成 18 年（2006 年）には、「男女共同参画センター」を開設し、岩手県の男女共同参画を推進する拠点施設として、県民とのネットワークの構築による情報交流、活動交流を進めています。

平成 23 年（2011 年）3 月には、「いわて男女共同参画プラン」（10 か年計画）及び「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」が改訂され、平成 26 年（2014 年）4 月には、「いわて女性の活躍促進連携会議」が設立されました。

「いわて男女共同参画プラン」（10 か年計画）が、令和 2 年度でその計画期間を終了したことに伴い、令和 3 年 3 月には、5 年計画として「DV 防止法」及び「女性活躍推進法」に基づき全面改訂された新たな「いわて男女共同参画プラン」が策定され、男女共同参画をリード・サポートする人材の育成や女性に対する暴力の根絶等について取り組んでいます。

#### (4) 岩手町の動き

昭和 51 年（1976 年）に、女性 7 団体による「岩手町婦人団体連絡会議」（平成 8 年に「岩手町女性団体連絡会議」に名称変更）が設立され、昭和 62 年（1987 年）から「女性リーダー研修」や各種女性講座、海外派遣研修事業に参加するなど、女性の社会参加に対する意識啓発を促進してきました。

平成 13 年（2001 年）3 月に策定した「岩手町総合発展計画」における施策の大綱「町民と共につくるまちづくり」の中で、男女共同参画型の社会づくりを目指してプラン策定の施策を提示しました。

平成 18 年（2006 年）4 月、企画商工課企画協働係に男女共同参画担当を置き、平成 21 年（2009 年）7 月に公募委員を含む「岩手町男女共同参画プラン策定検討委員会」を設置し、プラン策定の作業を開始しました。

平成 22 年（2010 年）2 月、住民や企業の意見を取り入れるため「岩手町男女共同参画プラン策定会議」を設置。同会議による協議検討を経て同年 3 月、平成 22 年度（2010 年度）から平成 26 年度（2014 年度）を計画期間とする「いわてまち男女共同参画プラン」を策定しました。

平成 26 年（2014 年）12 月、第 2 次プランの策定に向けた原案の検討・作成、策定後のプラン推進のため、岩手町男女共同参画サポーター及び岩手町役場関係課職員を委員とした「岩手町男女共同参画推進懇話会」を設置しました。

平成 27 年（2015 年）3 月、第 2 次プランの審議のため、男女共同参画を推進する町内関係機関の代表者等による「第 2 次いわてまち男女共同参画プラン策定委員会」を設置。同委員会による審議を経て同月、「第 2 次いわてまち男女共同参画プラン」を策定しました。

令和元年度をもって「第 2 次いわてまち男女共同参画プラン」は計画期間を終了しましたが、この間にも「女性活躍推進法」が成立するなど、男女共同参画をめぐる環境は変化を続けており、町としての継続的な取組が求められています。

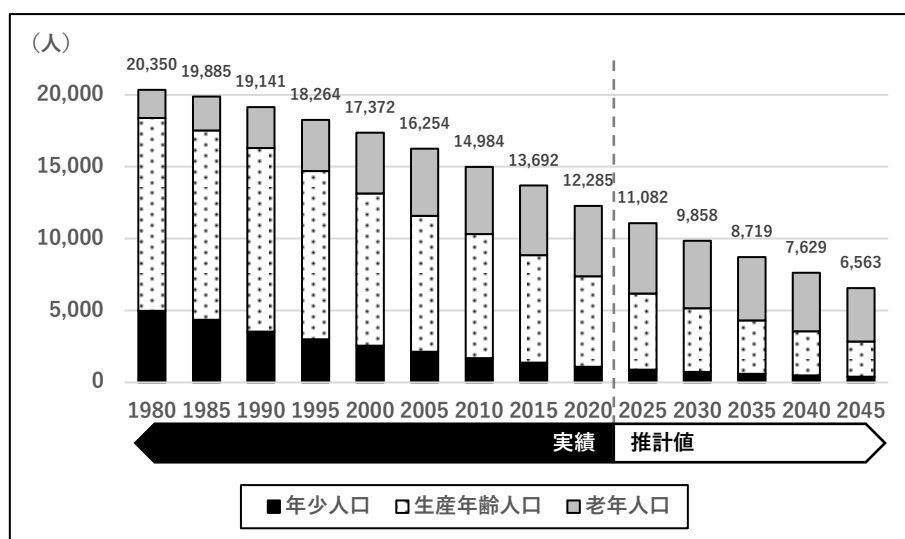
## 2. 男女共同参画に係る本町の現状

### (1) 人口の状況

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によると、本町の総人口はこれまで一貫して減少傾向にあり、今後もこの傾向は続くものとみられています。本町の総人口は、平成 27 年（2015 年）国勢調査では 13,692 人でしたが、2045 年には 6,563 人と、今後 30 年間で 52.1%の減少が見込まれています。

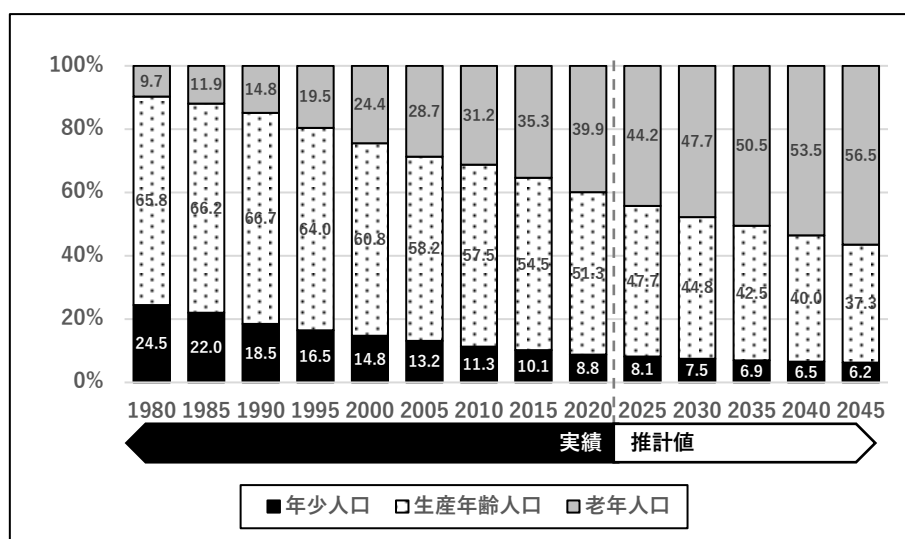
さらに、65 歳以上の老年人口が本町の総人口に占める割合についても増加し続け、2035 年には町民の 2 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となると見込まれています。

【図表】岩手町の人口の推移と見通し



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2018年推計)

【図表】岩手町の年齢3区分別人口の構成比



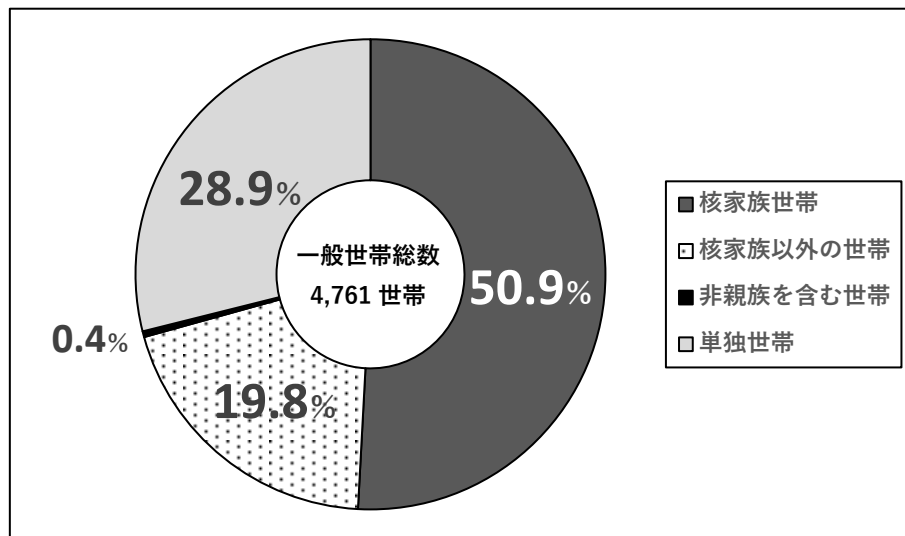
(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2018年推計)

## (2) 世帯の状況

平成27年国勢調査結果によると、本町の一般世帯総数は4,915世帯、一般世帯人員は13,427人となっており、1世帯当たりの人員数は2.7人となっています。

世帯の構成としては、核家族世帯が50.2%、単独世帯が24.8%で、合わせて全体の75%を占めており、核家族化、独居化が進んでいます。

【図表】岩手町の世帯の状況



(出典) 総務省「国勢調査」(2020年)

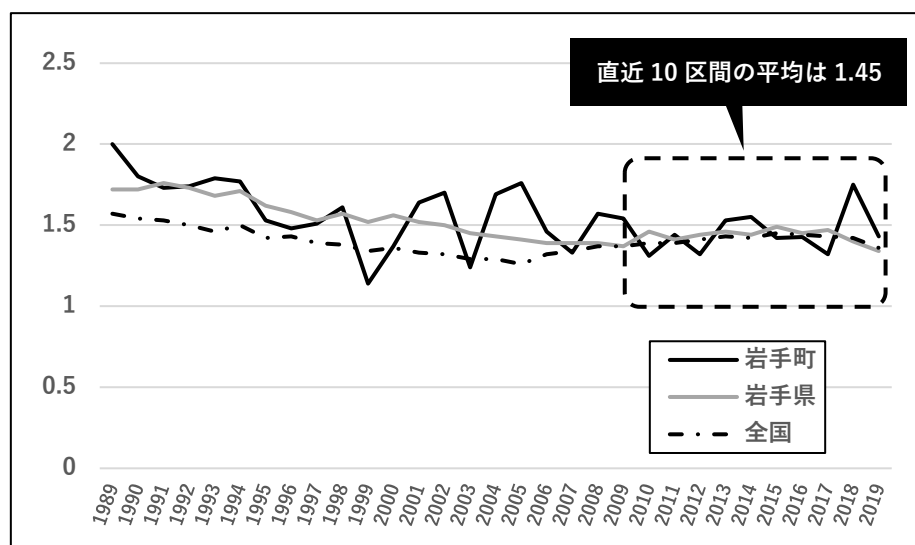
	核家族世帯	核家族以外の世帯	非親族を含む世帯	単独世帯	一般世帯総数
一般世帯数(世帯)	2,421	945	19	1,376	4,761
一般世帯人員(人)	6,422	4,169	53	1,376	12,020
1世帯当たり人員(人)	2.7	4.4	2.8	1.0	2.5

### (3) 合計特殊出生率の状況

本町の合計特殊出生率は、1999年（平成11年）に最低の1.14を記録するまで急速に低下していましたが、その後、年によってばらつきはあるものの、直近10区間の平均は1.45となっています。

2019年の本町の合計特殊出生率は1.43で、国や県の水準を上回っていますが、人口維持に必要とされる「人口置換水準」である2.07には程遠い状況です。

【図表】 合計特殊出生率の状況



(出典) 岩手県「人口動態統計データ」

【図表】 2010年から10年間の合計特殊出生率の推移

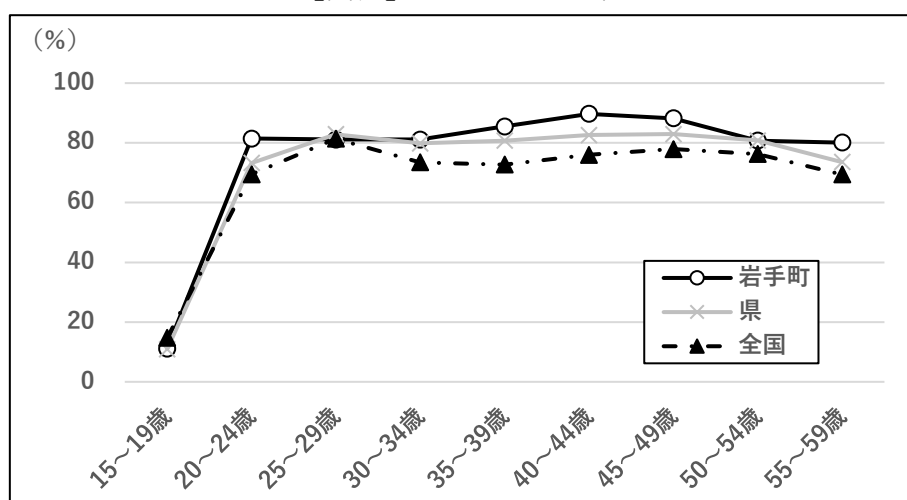
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
岩手町	1.31	1.44	1.32	1.53	1.55	1.42	1.43	1.32	1.75	1.43
県	1.46	1.41	1.44	1.46	1.44	1.49	1.45	1.47	1.40	1.34
国	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36

#### (4) 労働の状況

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚、出産、子育てにあたる年代で一時的に低下する「M字カーブ」を描くことが知られていますが、本町では25～34歳でわずかな低下がみられるものの、国や県と比べて、ほとんどの年代で労働力率は高い水準にあります。

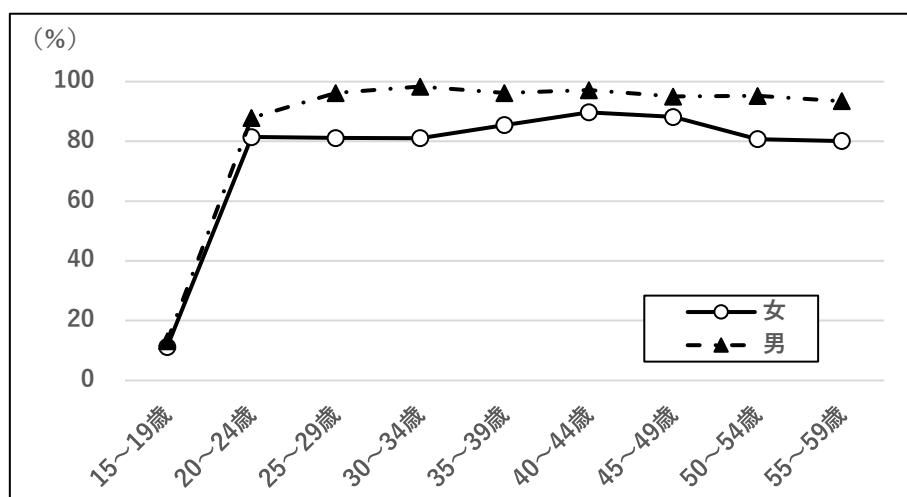
しかしながら、町内の男女で労働力率を比較すると、全年代を通して女性の方が男性よりも低く、男女の性差がみられます。

【図表】女性の労働力率



(出典) 総務省「国勢調査」(2015年)

【図表】岩手町の男女別の労働力率



(出典) 総務省「国勢調査」(2015年)

## (5) 本町の審議会等における女性委員の割合

令和3年度に設置された本町の審議会・委員会等における女性委員割合は、全体として19.8%となりました。個別の審議会や委員会を見てみると、女性割合が極めて低いものもあり、委員の適性に配慮しながらも、多様な意見を取り入れる体制づくりが必要です。

【図表】令和3年度 岩手町審議会等女性委員割合調集計資料（令和3年7月1日現在）

No.	審議会・委員会等の名称	計	女性	男性	女性比率
1	岩手町防災会議	20	3	17	15.0%
2	民生委員・児童委員推薦会	13	2	11	15.4%
3	国民健康保険運営協議会	9	2	7	22.2%
4	廃棄物減量等推進審議会	13	1	12	7.7%
5	青少年問題協議会	15	5	10	33.3%
6	交通安全対策協議会	22	6	16	27.3%
7	社会教育委員会	12	3	9	25.0%
8	図書館協議会	8	4	4	50.0%
9	公民館運営審議会	12	3	9	25.0%
10	文化財保護審議会	6	0	6	0.0%
11	都市計画審議会	10	2	8	20.0%
12	国民保護協議会	20	2	18	10.0%
13	情報公開・個人情報保護審査会	5	1	4	20.0%
14	情報公開・個人情報保護運営審議会	8	2	6	25.0%
15	石神の丘美術館運営審議会	10	3	7	30.0%
16	教育振興審議会	12	4	8	33.3%
17	健康体力づくり推進審議会	11	1	10	9.1%
18	総合計画審議会	13	2	11	15.4%
19	行財政審議会	10	1	9	10.0%
20	社会厚生審議会	11	6	5	54.5%
21	産業経済審議会	9	2	7	22.2%
22	地域公共交通活性化協議会	31	0	31	0.0%
23	教育委員会	4	1	3	25.0%
24	選挙管理委員会	4	1	3	25.0%
25	監査委員会	2	0	2	0.0%
26	固定資産評価審査委員会	3	0	3	0.0%
27	農業委員会	10	4	6	40.0%
<b>合計</b>		<b>303</b>	<b>61</b>	<b>242</b>	<b>20.1%</b>

(出典) 岩手町調べ

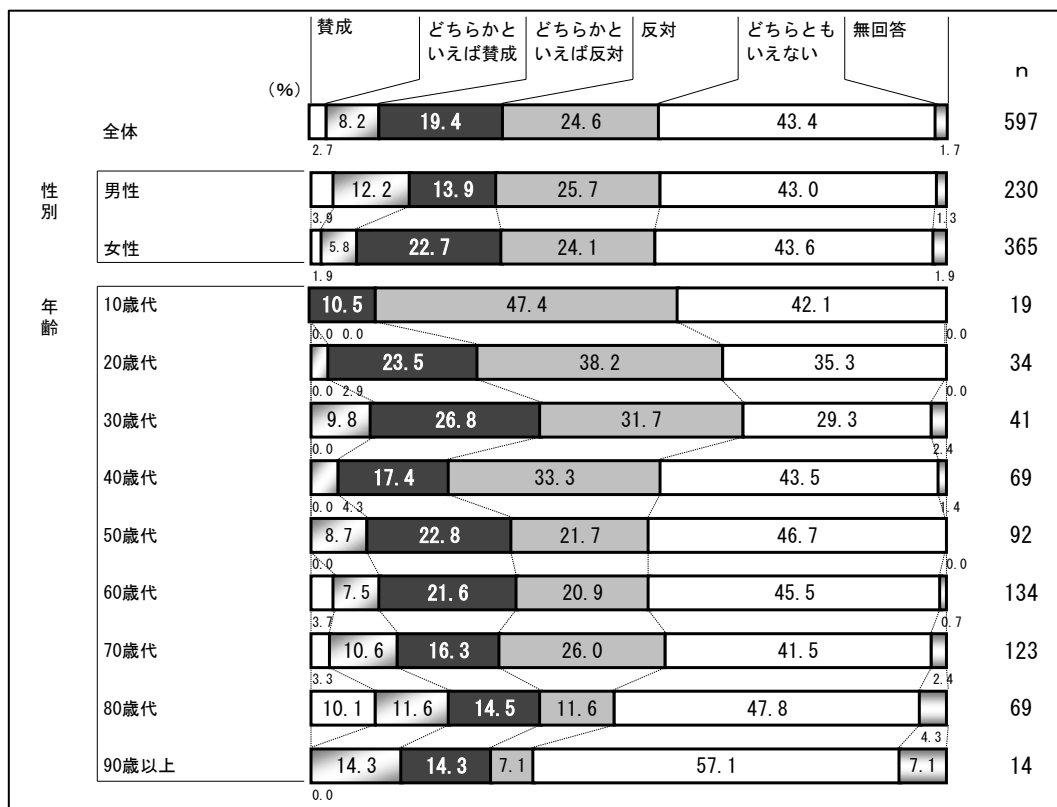
### 3. 町民・事業所アンケートにみる男女共同への意識

#### (1) 「男は仕事、女は家庭」という考え方について（町民アンケート）

「男は仕事、女は家庭」という考え方についてたずねたところ、「どちらともいえない」（43.4%）、「反対」（24.6%）、「どちらかといえば反対」（19.4%）、「どちらかといえば賛成」（8.2%）、「賛成」（2.7%）となっています。

男女ともに「反対」、「どちらかといえば反対」と答えた回答者の割合は高くなっており、年齢別にみると40歳代以下の回答では、「どちらかといえば反対」と「反対」を足し合わせた割合が回答者の過半数を占めています。

【図表】「男は仕事、女は家庭」という考え方について（全体・性別・年齢）



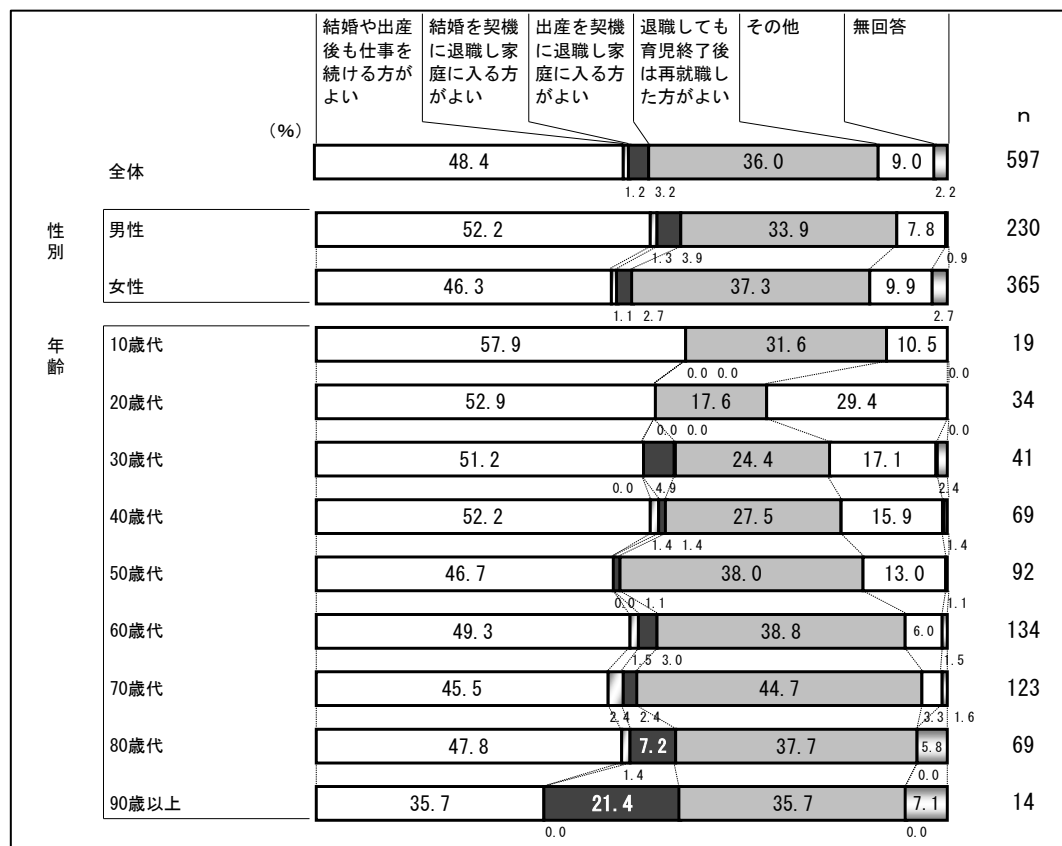


## (2) 女性が職業を持つことについて（町民アンケート）

女性が職業を持つことについては、「結婚や出産後も仕事を続ける方がよい」（48.4%）、「退職しても育児終了後は再就職した方がよい」（36.0%）、「出産を契機に退職し家庭に入る方がよい」（3.2%）、「結婚を契機に退職し家庭に入る方がよい」（1.2%）となっています。

性別ごとの回答では、男性の方が女性が職業を持つことを好意的に捉えている様子が見えます。また、世代別の回答傾向をみても、全世代を通じて女性が職業を持つことが望まれています。

【図表】女性が職業を持つことについて（全体・性別・年齢）

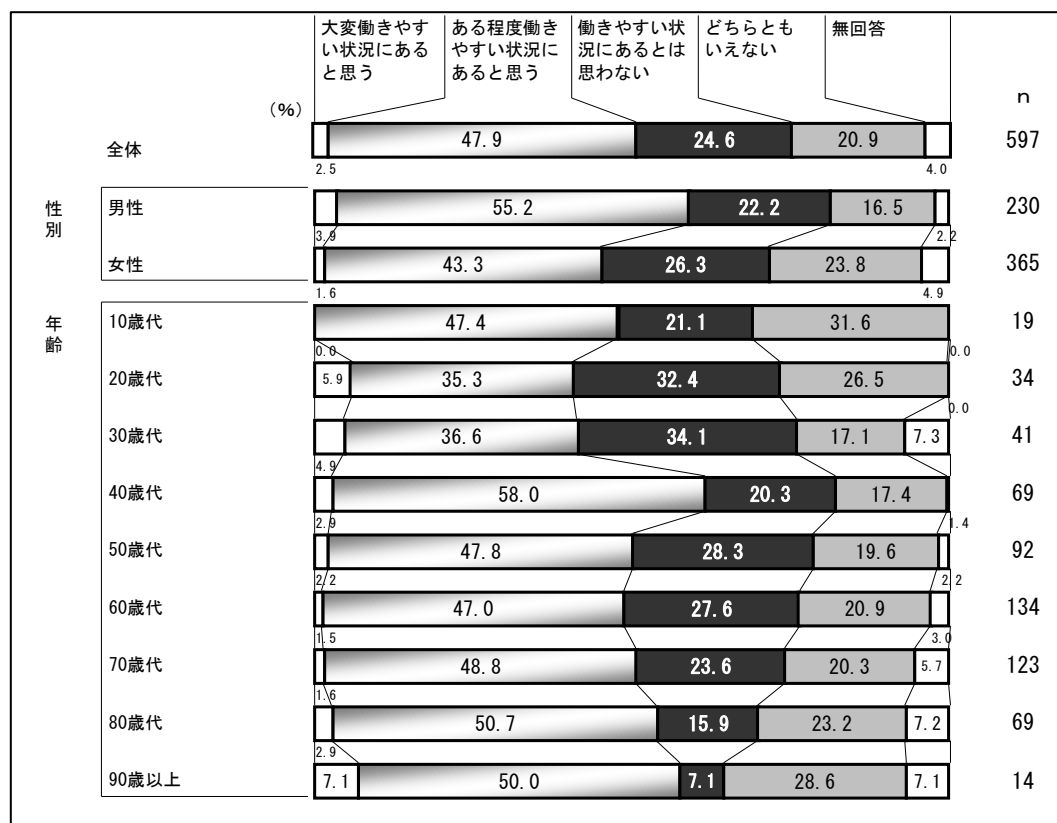


### (3) 現在の社会は女性が働きやすい状況にあるか（町民アンケート）

女性が働きやすい状況にあるかについては、全体としては、「ある程度働きやすい状況にあると思う」（47.9%）、「働きやすい状況にあるとは思わない」（24.6%）、「どちらともいえない」（20.9%）、「大変働きやすい状況にあると思う」（2.5%）となっており、およそ4人に1人が「働きやすい状況にあるとは思わない」と答えています。

また、性別ごとの回答では、「大変働きやすい状況にあると思う」、「ある程度働きやすい状況にあると思う」を足し合わせた“働きやすい環境にあると思う”の割合は、男性で59.1%、女性で44.9%と、14.2ポイントの開きがみられます。

【図表】現在の社会は女性が働きやすい状況にあるか（全体・性別・年齢）



#### (4) 今の世の中で女性の人権が尊重されていると思うか（町民アンケート）

今の世の中で女性の人権が尊重されていると思うかどうかについては、「思う」(25.3%)、「思わない」(22.1%)となっています。なお、「わからない」は45.6%となっています。

「思う」の割合は、男性で38.7%、女性で17.0%と21.7ポイントの開きがあり、男女間で回答傾向に大きな乖離がみられます。

【図表】 今の世の中で女性の人権が尊重されていると思うか（全体・性別・年齢）

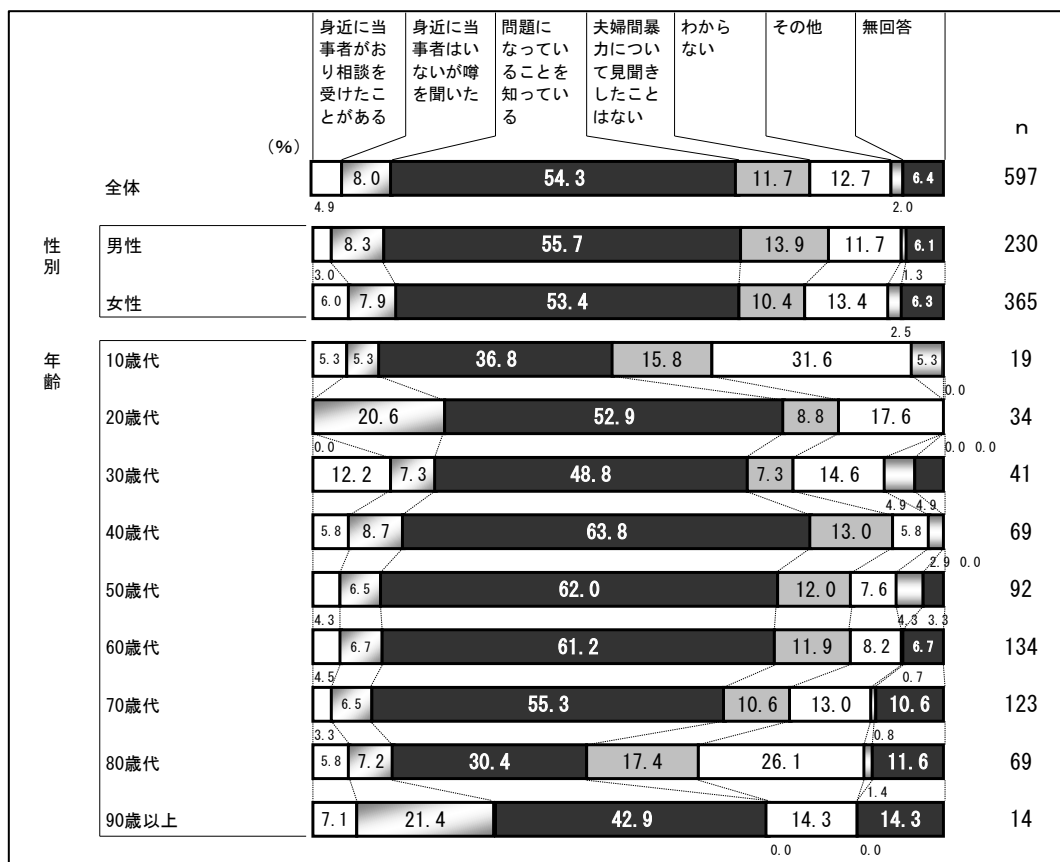
		思う	思わない	わからない	無回答	n
		(%)				
全体		25.3	22.1	45.6	7.0	597
性別	男性	38.7	20.0	35.7	5.7	230
	女性	17.0	23.6	52.1	7.4	365
年齢	10歳代	26.3	21.1	47.4	5.3	19
	20歳代	29.4	23.5	47.1	0.0	34
	30歳代	17.1	24.4	48.8	9.8	41
	40歳代	18.8	18.8	60.9	0.4	69
	50歳代	27.2	25.0	45.7	2.2	92
	60歳代	25.4	24.6	43.3	6.7	134
	70歳代	28.5	24.4	38.2	8.9	123
	80歳代	30.4	13.0	44.9	11.6	69
	90歳以上	7.1	14.3	50.0	28.6	14

### (5) 夫婦間暴力について身近で見聞きした経験について（町民アンケート）

夫婦間暴力について身近で見聞きした経験については、「問題になっていることを知っている」（54.3%）、「夫婦間暴力について見聞きしたことはない」（11.7%）、「身近に当事者はいないが噂を聞いた」（8.0%）、「身近に当事者がおりに相談を受けたことがある」（4.9%）となっています。なお、「わからない」は12.7%となっています。

「身近に当事者がおりに相談を受けたことがある」と答えた割合は、30歳代が最も多くなっています。

【図表】 夫婦間暴力について身近で見聞きしたこと（全体・性別・年齢）

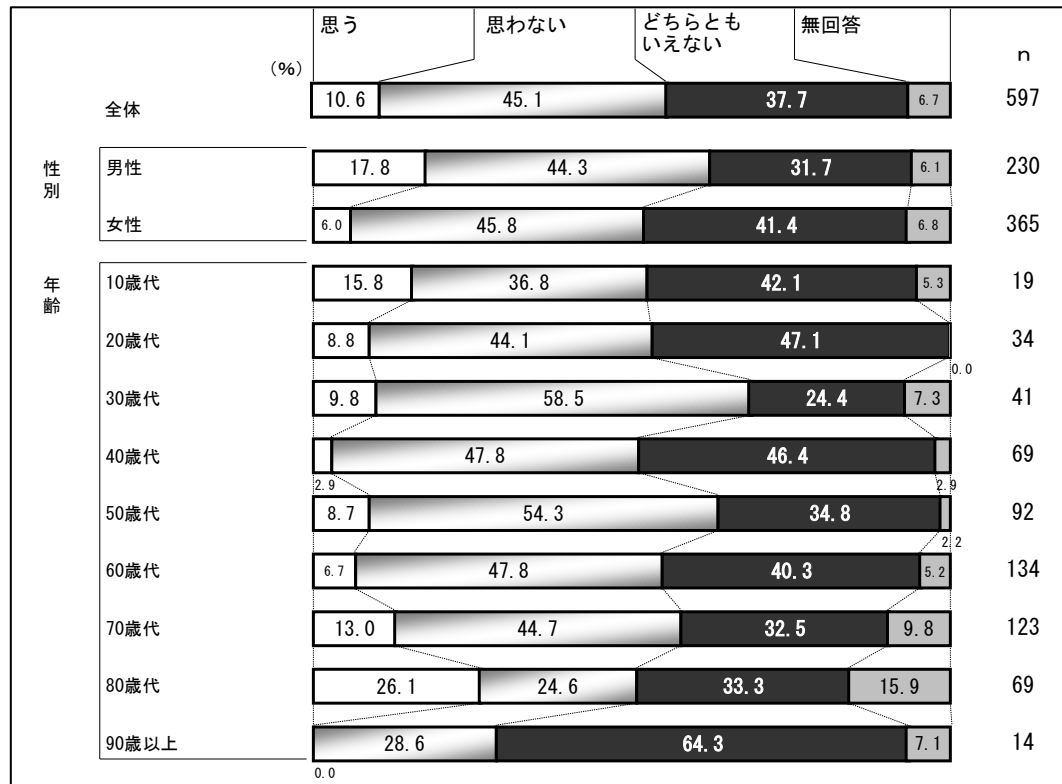


(6) 今の社会で男女の地位が平等になっていると思うか（町民アンケート）

今の社会で男女の地位が平等になっていると思うかどうかについては、「思わない」(45.1%)、「どちらともいえない」(37.7%)、「思う」(10.6%)となっています。

「思う」の割合は、男性で17.8%、女性で6.0%と11.8ポイントの開きがあり、男女間で回答傾向に乖離がみられます。

【図表】今の社会で男女の地位が平等になっていると思うか（全体・性別・年齢）



## (7) 男女共同参画社会の実現のために必要なことについて（町民アンケート）

男女共同参画社会の実現のために必要なことをたずねたところ、全体として、「高齢者や病人の施設や介護サービスの充実」（30.8%）、「男女平等や相互理解についての学習の充実」（26.5%）、「男女平等を目指した制度の制定や見直し」（26.0%）が上位を占めました。年代ごとの回答傾向にばらつきがみられ、ライフステージごとに求められる支援の内容が異なる結果となりました。

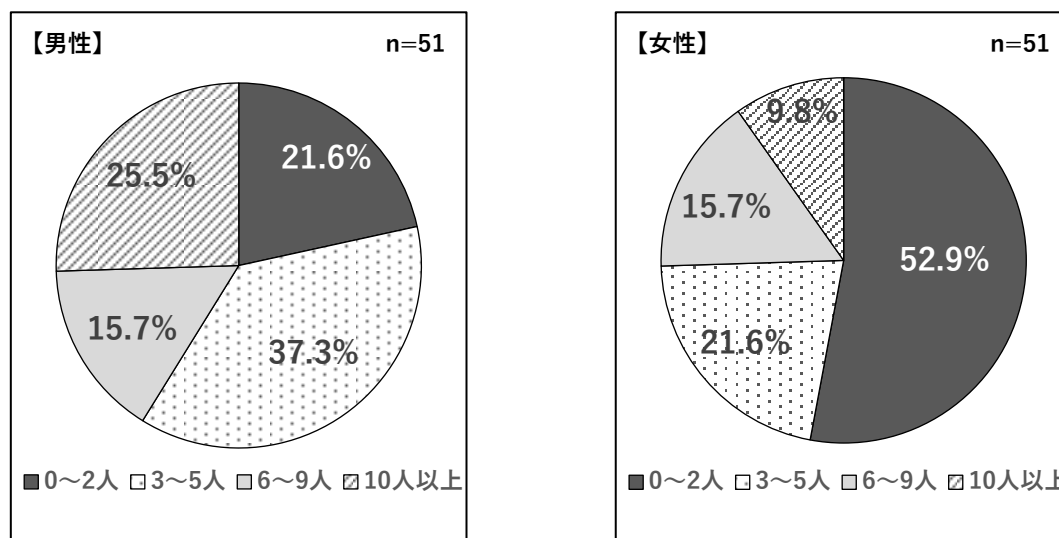
【図表】男女共同参画社会の実現のために必要なこと（全体／複数回答）

		第1位	第2位	第3位
全体		高齢者や病人の施設や介護サービスの充実 30.8%	男女平等や相互理解についての学習の充実 26.5%	男女平等を目指した制度の制定や見直し 26.0%
性別	男性	男女平等を目指した制度の制定や見直し 30.4%	高齢者や病人の施設や介護サービスの充実 27.8%	男女平等や相互理解についての学習の充実 22.6%
	女性	高齢者や病人の施設や介護サービスの充実 32.9%	男女平等や相互理解についての学習の充実 28.8%	男女平等を目指した制度の制定や見直し 23.3%
年齢	10歳代	男性の家事、育児への参画推進 36.8%	政策決定の場への女性の積極的な登用／高齢者や病人の施設や介護サービスの充実 31.6%	
	20歳代	男性の家事、育児への参画推進 44.1%	保育施設の充実 38.2%	女性の就労機会、職業教育や職業訓練の充実／男女平等や相互理解についての学習の充実 26.5%
	30歳代	男性の家事、育児への参画推進 39.0%	保育施設の充実 31.7%	女性の就労機会、職業教育や職業訓練の充実 24.4%
	40歳代	男性の家事、育児への参画推進／男女平等や相互理解についての学習の充実 27.5%		男女平等を目指した制度の制定や見直し 21.7%
	50歳代	高齢者や病人の施設や介護サービスの充実 40.2%	男女平等を目指した制度の制定や見直し 31.5%	男女平等や相互理解についての学習の充実 23.9%
	60歳代	男女平等や相互理解についての学習の充実 35.8%	高齢者や病人の施設や介護サービスの充実 34.3%	男女平等を目指した制度の制定や見直し 33.6%
	70歳代	高齢者や病人の施設や介護サービスの充実 35.8%	男女平等や相互理解についての学習の充実 30.1%	男女平等を目指した制度の制定や見直し 26.0%
	80歳代	高齢者や病人の施設や介護サービスの充実 30.4%	男女平等を目指した制度の制定や見直し 17.4%	男性の家事、育児への参画推進／政策決定の場への女性の積極的な登用／男女平等や相互理解についての学習の充実 15.9%
	90歳以上	男性の家事、育児への参画推進／女性の就労機会、職業教育や職業訓練の充実／男女平等や相互理解についての学習の充実 21.4%		

### (8) 正規雇用者数の状況（事業所アンケート）

本町の事業所アンケートにおける、男女別の正規雇用者数の状況は、男性が「3～5人」(37.3%)、「10人以上」(25.5%)、「0～2人」(21.6%)、「6～9人」(15.7%)、女性が「0～2人」(52.9%)、「3～5人」(21.6%)、「6～9人」(15.7%)、「10人以上」(9.8%)となっています。

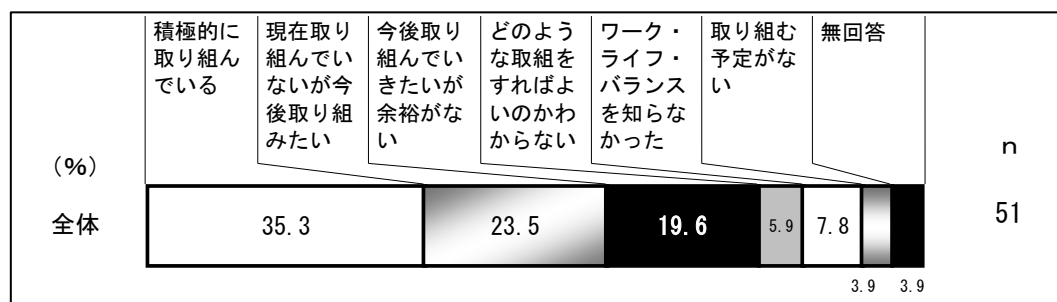
【図表】 正規雇用の常用雇用者数



### (9) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進への取組（事業所アンケート）

ワーク・ライフ・バランスの推進への取組については、「積極的に取り組んでいる」(35.3%)、「現在取り組んでいないが今後取り組みたい」(23.5%)、「今後取り組んでいきたいが余裕がない」(19.6%)、「ワーク・ライフ・バランスを知らなかった」(7.8%)、「どのような取組をすればよいかわからない」(5.9%)、「取り組む予定がない」(3.9%)となっています。

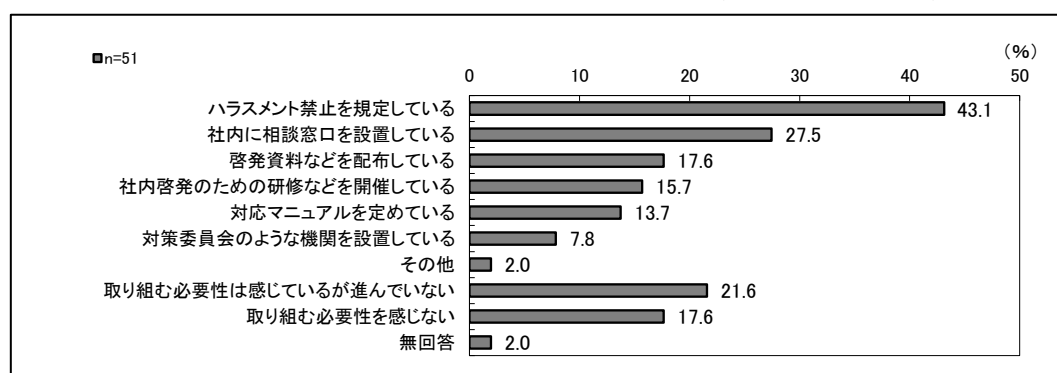
【図表】 ワーク・ライフ・バランスの推進への取組（全体）



## (10) 各種ハラスメント対策としての取組（事業所アンケート）

各種ハラスメント対策としての取組は、「ハラスメント禁止を規定している」（43.1%）、「社内に相談窓口を設置している」（27.5%）、「啓発資料などを配布している」（17.6%）、「社内啓発のための研修などを開催している」（15.7%）、「対応マニュアルを定めている」（13.7%）、「対策委員会のような機関を設置している」（7.8%）の順となっています。なお、「取り組む必要性は感じているが進んでいない」は21.6%、「取り組む必要性を感じない」は17.6%となっています。

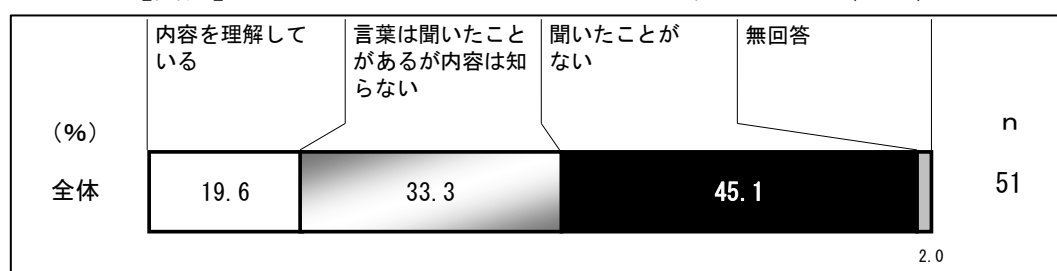
【図表】 各種ハラスメント対策としての取組（全体／複数回答）



## (11) ポジティブ・アクションという言葉について（事業所アンケート）

ポジティブ・アクション<sup>※1</sup>という言葉については、「聞いたことがない」（45.1%）、「言葉は聞いたことがあるが内容は知らない」（33.3%）、「内容を理解している」（19.6%）となっています。

【図表】 ポジティブ・アクションという言葉について（全体）



※1 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）…「営業職に女性がほとんど配置されていない」「管理職の大半を男性が占めている」など、男女間に事実上の差が生じているとき、それを解消するために企業が行う自主的かつ積極的な取組のこと。ただし、女性を特に優遇するものではない。



## 4. 第2次いわてまち男女共同参画プランの検証

第2次いわてまち男女共同参画プランの「基本目標」における各種施策の実績は以下(1)～(5)の通りとなりました。

### (1) 人権の尊重「共に思いやり、認め合う社会をつくろう」

上段：目標値

下段：実績値

事業内容	事業目標 (指標)	単位	平成 26年度	平成 28年度	令和 元年度
男女共同参画に関する意識の浸透と啓発を図るため、情報を広報・ホームページ等に掲載する	情報の掲載回数	回/年	3	4	5
			4	4	4
男女共同参画に関する町職員の研修等の実施(モデル職場となるよう努める)	参画の意識を理解している職員の割合	%	100	70	100
			50	60	70
	研修回答の実施回数	回/年	1	1	2
			0	1	2
男女共同参画の視点や、人権尊重の意識浸透と啓発を行うため、各種フォーラム等へ参加する	男女共同参画に関するイベント、研修参加者数	人/年	70	180	200
			164	119	197
成人式において男女共同参画社会の意識啓発を行う	出席者に意識啓発のチラシ等の配布の実施率	%	100	100	100
			100	100	100
人権擁護活動を実施する(人権擁護委員による人権相談・チラシ配布等による啓発活動の実施)	人権相談実施回数	回/年	4	16	16
			14	15	15

## (2) 家庭での推進「共に協力し合い、明るい家庭をつくろう」

上段：目標値

下段：実績値

事業内容	事業目標 (指標)	単位	平成 26年度	平成 28年度	令和 元年度
男女を問わず子育て情報に関心を持つ保護者を増やすため、子育て情報誌の全戸配布を行う	情報誌発行回数	回/年	2	12	12
			12	12	12
妊婦教室を開催する（育児支援事業として母親学級を夫婦対象の実施）	夫婦での参加率	%	80	13	15
			11	23.7	23
誰でも、気軽に楽しく、料理や家事一般を学ぶことができる教室を開催する	教室の開催数	回/年	48	48	48
			48	50	52
介護予防・健康づくり等についての知識・技術を習得させるための情報提供や学習の機会を提供する	情報誌発行回数	回/年	2	2	2
			2	2	2
	学習会の開催数	回/年	24	28	28
			28	40	41
相談窓口を開設する（男女間における暴力に関する相談体制と関係機関との連携体制の整備）	開設の実施率	%	100	100	100
			100	100	100

## (3) 地域での推進「共に暮らしやすい地域をつくろう」

上段：目標値

下段：実績値

事業内容	事業目標 (指標)	単位	平成 26年度	平成 28年度	令和 元年度
生涯学習を推進し、相互の親睦と生きがいづくりのための活動の場と機会の提供	男女共同参画に関するテーマを盛り込んだ講演会等の開催数	回/年	1	1	1
			0	0	0
男女共同参画セミナー、フォーラム等の開催	セミナー、フォーラム等の開催数	回/年		1	1
			1	1	1
地域に出向き出前講座を実施する	地域からの要望による講座の開催数	回/年		1	2
			0	0	0

#### (4) 労働の場での推進「共に働きやすい職場をつくろう」

上段：目標値

下段：実績値

事業内容	事業目標 (指標)	単位	平成 26年度	平成 28年度	令和 元年度
労働の場において、男女共同参画を推進する（労働経営環境の改善）	家族経営協定締結 <sup>*2</sup> (農家数)	戸	63	104	113
			98	101	92
延長保育を実施する（保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時時間を越えた保育の実施）	延長保育の実施率	%	100	100	100
			100	100	100
一時保育所を開設する（小学校就学前児童で、保育所等に入所していない児童を対象）	一時保育所数	施設数	1	1	1
			1	1	1
休日保育所を開設する（保育所入所児童のうち、保護者が休日に仕事等で保育できない児童の保育）	休日保育所数	施設数	1	1	1
			1	1	1
放課後児童クラブを開設する（放課後児童の健全育成のため、保護者が仕事等で放課後留守家庭の児童を放課後児童クラブでの保育）	実施施設数 (公立5、私立2)	施設数	6	7	7
			7	7	7
トワイライトステイを実施する（夜間になる場合や休日勤務の場合に、児童養護施設等で一時的に預かる）	実施施設数	施設数	1	4	4
			4	4	4
ショートステイを実施する（保護者が病気、事故、災害、出張等及び、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に預かる）	実施施設数	施設数	1	4	4
			4	4	4

<sup>\*2</sup> 経営方針や営業計画、役割分担、収益の分配、働きやすい就業条件、将来の経営移譲などを家族間で十分に話し合い、取り決めるもの。

(5) 政策方針決定の場での推進「共に自分の能力を発揮できる環境をつくろう」

上段：目標値

下段：実績値

事業内容	事業目標 (指標)	単位	平成 26年度	平成 28年度	令和 元年度
サポーター養成講座に参加することにより、意識を高める	男女共同参画サポーター認定者数	人	9	18	23
			15	17	19
男女共同参画の視点から、町政において女性の意見も反映させることを図る	審議会等における女性委員の比率	%	25	23	25
			21	22	21
住民と町長の対話を深めるとともに、男性女性誰でも参加しやすくなるように町政懇談会の日程、内容などの見直しを図る	町政懇談会の女性の参加率	%	20	40	50
				0	42
女性の人材育成事業を実施する（各種研修会の開催）	開催数	回／年	3	1	3
				0	3

## 5. 本町の男女共同参画における課題

本町では、平成 27 年（2015 年）3 月、第 2 次いわてまち男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできましたが、この間にも「女性活躍推進法」が成立するなど、男女共同参画をめぐる環境は絶えず変化を続けています。

このような中、本町が取り組むべき課題としては、以下の点を挙げる事ができます。

### （1）様々な分野における女性の活躍の推進

全国的な人口減少と高齢化の傾向は、本町においても例外ではなく、今後、より一層厳しさを増すものと思われます。特に、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少は、本町の経済活動、社会生活などへ様々な影響を及ぼすものと思われます。

こうした中、女性の労働力への期待が高まっており、社会、経済、家庭、その他の様々な分野における女性の活躍が求められるようになっていきます。

本町の合計特殊出生率は県や全国よりも高い水準ではありますが、人口を維持するために必要な人口置換水準<sup>\*3</sup>を大きく下回るとともに、本町の一般世帯に占める核家族世帯は全体のおよそ半数にのぼっており、妊娠、出産、子育てと社会における女性の活躍の両立を可能とする社会基盤の整備が必要です。

本町では、県や全国の平均に比べて女性の労働力率は高い状況にありますが、依然として男女間での格差がみられます。審議会等における女性委員の割合についても目標を達成できていない状況にあり、政策決定の場においても女性の活躍が求められません。

### （2）女性の人権の尊重

町民アンケートでは、「夫婦間暴力について身近で見聞きした経験」について、「身近に当事者がおり相談を受けたことがある」と答えた割合が男女合わせて 4.9%となっています。

また、女性の人権が尊重されていると思う割合については、男性に比べて女性のほうが低い結果となっています。

事業所アンケートでは、ハラスメントの禁止を規程したり、各種ハラスメントに対する相談窓口を設置したり、女性の人権を守る取組を行う事業所がみられる一方で、

---

<sup>\*3</sup> 人口置換水準…人口を維持するために必要な合計特殊出生率。国立社会保障・人口問題研究所による 2021 年度版人口統計資料集では、2019 年の人口置換水準は 2.07 としている。

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）に対する理解は十分に進んでいるとは言えず、暴力や各種ハラスメントから女性を守り、女性の人権を守るための積極的かつ継続的な取組が求められています。

### **（３）男女共同参画意識の周知・啓発**

町民アンケート調査結果をみると、女性が職業を持つことに対する意識については、本町の男性の理解は進んでいることがうかがえます。しかし、一方で、社会における男女の地位については、男性に比べて女性の不満が高い傾向となっており、「個人の男女共同参画意識」と「社会の男女共同参画の実態」に乖離がみられます。

男女の隔てなく、共に個人を尊重しあう社会の実現に向けた、男女共同参画意識の周知・啓発が必要です。

## 第3章 計画の基本方針

---

### 1. 計画の基本理念

男女共同参画社会の形成を推進し、すべての町民が輝くために、「男女の人権の尊重」、「男女の参画機会の平等」、「男女間の雇用格差の是正」、「男女の連携（パートナーシップ）の確立」、「家庭における女性の人権の擁護」を基本的な方向とし、以下の基本理念に基づき、本町における男女共同参画社会の実現を目指すこととします。

**男女が共に意見を尊重し、  
共に支え合い、  
共に生き生きと暮らせるまちづくり**

### 2. 基本目標

#### 基本目標1 男女が共に手を取りあい活躍するまちづくり

社会のあらゆる分野で、男女がその持てる能力を十分に発揮し、互いに手を取り、支えあうまちづくりを目指します。

#### 基本目標2 男女共同参画社会を実現する基盤づくり

男女共同参画社会の基本となる、地域住民の理解を促進し、互いを尊重する心豊かな社会を実現します。

#### 基本目標3 男女が共に活躍できる雇用環境づくり

労働の場において、女性が働きやすい環境をつくるため、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

#### 基本目標4 男女が安全・安心に暮らせるまちづくり

家庭内暴力を根絶するとともに、悩みを相談できる環境づくりを推進し、様々なハラスメントから住民を守ります。

### 3. 施策の体系

「第3次いわてまち男女共同参画プラン」は以下の体系で本町の男女共同参画社会の実現を目指します。

基本理念	基本目標	施策の方向性	施策
男女が共に意見を尊重し、共に支え合い、共に生き生きと暮らせるまちづくり	1. 男女が共に手を取りあい活躍するまちづくり	(1) 家庭における男女共同参画の推進	①男性の家事、育児、介護参画の促進
		(2) 地域活動等における男女共同参画の推進	①男女の地域社会参画の支援 ②男女共同参画推進人材の育成 ③男女共同参画の視点に立った防災体制の確立
		(3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	①男女が共に参加するまちづくりの推進
	2. 男女共同参画社会を実現する基盤づくり	(1) 多様な生き方を尊重する次世代に対する教育・学習の充実	①小中学校における人権教育の推進 ②人権学習機会の確保
		(2) きめ細やかな情報発信・意識啓発の推進	①多様な手段を用いた情報発信の推進 ②人権擁護・啓発活動の推進
		(3) 町による率先した男女共同参画推進	①町職員の男女共同参画意識の向上 ②女性管理職の育成 ③男性職員の育児参画の促進
	3. 男女が共に活躍できる雇用環境づくり <b>女性活躍推進計画</b>	(1) ワーク・ライフ・バランス等の実現	①子育て支援の充実 ②介護支援の充実
		(2) 働く場における男女共同参画の推進	①町内企業・各種民間団体等の就労環境改善の促進 ②女性の職業能力開発の推進 ③各種ハラスメントの根絶 ④企業におけるポジティブ・アクションの促進
	4. 男女が安全・安心に暮らせるまちづくり <b>DV 防止基本計画</b>	(1) DVの根絶	①DV根絶に向けた広報・啓発活動の推進
		(2) DV被害者の心身の健康支援	①DV被害者に対する相談体制の充実



## 第4章 施策の内容

### 基本目標1 男女が共に手を取りあい活躍するまちづくり

#### (1) 家庭における男女共同参画の推進

##### 岩手町の現状と推進施策

##### 施策1-1-1 男性の家事、育児、介護参画の促進

核家族化や地域関係の希薄化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を背景に、妊婦やその家族の不安感が増しているものとみられます。本町では、妊婦教室として年10回程度、集団教室を開催するとともに、個別対応も行っており、妊婦と夫の要望を取り入れながら、対象に合った支援を実施しています。

今後も、引き続き孤独感や不安感を持っている妊婦とその家族への支援を継続して実施し、夫の参加についても個別通知や電話勧奨で呼びかけるなど、家事、育児、介護等家庭内における様々な場面で、男女が共に支え合い、豊かな家庭生活を送れる環境づくりを推進します。

##### 岩手町の取組

主な取組	内容	担当課
パパママ教室開催による男性の育児参加の促進	妊娠・出産・育児についてのイメージづくりができ、妊娠中の生活が健やかなものとなるように支援する。 また、親となることへの自覚を育み、知識を得ながら地域の妊婦同士の情報交換や交流を図り、仲間づくりの場を提供する。	健康福祉課
子育て情報誌の発行	男女問わず子育て情報に関心を持つ保護者を増やすため、子育て情報誌の全戸配布を行う。	健康福祉課
介護教室への参加促進	在宅で家族の介護が必要になったときに役立つ介護技術の習得支援のため、介護教室の参加促進を図る。	健康福祉課

## (2) 地域活動等における男女共同参画の推進

### 岩手町の現状と推進施策

#### 施策 1-2-1 男女の地域社会参画の支援

本町では、地域での社会活動に若い世代や女性が参加できるよう、理解促進のためのセミナーやフォーラム等の開催を行っています。現在は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、セミナーやフォーラム等の開催も難しい状況にありますが、こうした事態の収束後には、地域において性別や年齢に関係なく社会参加できるよう、講座や学習機会の提供を行っていきます。

#### 施策 1-2-2 男女共同参画推進人材の育成

町民アンケート調査結果では、男女共同参画社会の実現について関心を示していない人がおよそ4割となっており、前回調査からほとんど変化のない状態です。一方で、男女共同参画社会の実現のために必要なこととして「政策決定の場への女性の積極的な登用」、「各種団体の女性リーダーの育成」への回答率が増加していることから、これらについて更なる働きかけが必要です。

男女が、互いの意見を理解し、尊重しあえる社会を実現するため、住民の積極性とコミュニケーション能力向上を目指した人材育成を推進します。

#### 施策 1-2-3 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等に配慮されないなどの課題が生じました。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災・災害復旧を円滑に進める基盤となります。

本町では、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図ります。

## 岩手町の取組

主な取組	内容	担当課
男女共同参画セミナー、フォーラム等の開催	地域での社会活動に若い世代や女性が参加できるよう、理解促進のためのセミナーやフォーラム等を継続的に開催する。	企画商工課
男女共同参画サポーターの養成	「いわて男女共同参画サポーター養成講座」等、女性の人材育成についての情報提供を行い、住民の講座への参加を促し、町の男女共同参画サポーター養成を図る。	企画商工課
避難所運営方法の検討	女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点から、避難所運営方法を検討する。	総務課

### (3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

#### 岩手町の現状と推進施策

##### 施策 1-3-1 男女が共に参加するまちづくりの推進

男女共同参画社会を目指し、政策・方針決定の場に多くの女性が参画し、女性視点での意見を反映させていくことが大切であるものの、本町では女性参画がなかなか進んでいない状況にあります。

男女共同参画の視点から、町政において男女が等しく町政への理解を深める機会の充実を図り、それぞれの意見が町政に反映される環境づくりを推進します。

## 岩手町の取組

主な取組	内容	担当課
町政懇談会の充実	住民と町長との対話を深めるとともに、男性女性誰でも参加しやすくなるよう、町政懇談会の実施方法を検討する。	企画商工課
審議会等における女性委員の参加促進	町の計画策定等、政策・方針決定過程となる審議会等に、女性が参加しやすい環境を整える。	全課

## 基本目標 2 男女共同参画社会を実現する基盤づくり

### (1) 多様な生き方を尊重する次世代に対する教育・学習の充実

#### 岩手町の現状と推進施策

##### 施策 2-1-1 小中学校における人権教育の推進

町民アンケート調査結果では、「社会で男女の地位が平等になっていると思うか」という質問に対する回答傾向に、男女間及び世代間の認識の違いがみられました。男女共同参画社会を実現するためには、性別を問わず、すべての世代間で課題の共有化を図る必要があり、学校義務教育の段階から、男女共同参画意識を醸成し、多様な生き方を尊重する教育を継続的に行っていくことが重要です。

本町では、小中学校における人権教育を継続的に実施し、将来を担う次世代の人権意識高揚を図ります。

##### 施策 2-1-2 人権学習機会の確保

本町では、男女共同参画意識の醸成と理解促進のため、セミナーやフォーラム等の開催を行っています。こうしたセミナーやフォーラムに関し、若年層にも興味を持ってもらえるよう、地域の情報収集を進めるとともに、開催日程の周知方法を工夫し、学習機会の確保・充実を図ります。

#### 岩手町の取組

主な取組	内容	担当課
小中学校における人権教育の推進	小中学校の授業において、人権学習を実施する。	総務課
男女共同参画セミナー、フォーラム等の開催（再掲）	地域での社会活動に若い世代や女性が参加できるよう、理解促進のためのセミナーやフォーラム等を継続的に開催する。	企画商工課

## (2) きめ細やかな情報発信・意識啓発の推進

### 岩手町の現状と推進施策

#### 施策 2-2-1 多様な手段を用いた情報発信の推進

本町では、男女共同参画に係るイベント開催や募集について、町民に対しパンフレットの回覧・全戸配布及び広報やホームページを活用した情報提供を行ってきました。しかしながら、町民アンケート調査結果ではおよそ半数がこうした情報の内容について「知らない」と回答しています。

今後、男女共同参画に係る啓発記事やイベント等のパンフレットを作成し、パンフレットの全戸配布を継続するとともに、ホームページ掲載だけでなく広報への掲載や SNS の活用等多様な手段を用いた情報提供を図ります。

#### 施策 2-2-2 人権擁護・啓発活動の推進

本町では、毎月 20 日に人権相談所を開設し、気軽に相談できる場を設けるとともに、各種イベント等にも積極的に参加し、人権啓発に努めています。また、子どもへの人権啓発として、町内の小中学校を対象に「人権の花」運動を行い、人権教室と花の植栽を行っています。

人権相談の実施については、町民アンケート調査結果では 30 代以下の認知度が低くなっており、今後も、継続的な人権擁護・啓発活動を推進するとともに、効果的な情報発信を図ります。

### 岩手町の取組

主な取組	内容	担当課
広報、ホームページ等、多様な手段を活用した意識啓発	男女共同参画に係る情報やイベントの開催について、パンフレットを作成し全戸配布を行うとともに、町ホームページ掲載のほか SNS を利用した情報発信を行う。	企画商工課
人権擁護・啓発活動の推進	夏まつり、産業まつり及びにこにこふれあい交流会など、町の各種イベントに積極的に参加し人権啓発活動及び人権相談を実施する。	総務課

### (3) 町による率先した男女共同参画推進

#### 岩手町の現状と推進施策

##### 施策 2-3-1 町職員の男女共同参画意識の向上

町では、庁内研修やまちづくり会議を通し、性別に関わりなく町民との協働によるまちづくりを推進してきました。男女共同参画意識は多くの職員に浸透していると思われませんが、今後はその理解がどの程度広がっているのかを定量的に把握していくことも必要です。

引き続き、男女共同参画の意識をもって庁内研修を開催し、町全体の手本となれるよう努めます。

##### 施策 2-3-2 女性管理職の育成

男女共同参画意識を広く浸透させるためには、意思決定の場において女性の意見が尊重される環境づくりが重要です。町においても、幅広く女性の視点を考慮した町政運営を図れるよう、まちの将来を担う女性管理職の積極的な育成を図ります。

##### 施策 2-3-3 男性職員の育児参画の促進

社会では核家族化が進み、本町においても、およそ半数の世帯が核家族世帯となっています。また、これに伴い、コミュニティの希薄化が進み、子育てをめぐる家庭の負担は大きくなっており、家庭における男性の育児参画が望まれています。

町では、町職員に対する育児休業制度や育児に関する各種制度の周知を進め、男性の育児参画を促進する環境づくりを率先して推進します。

#### 岩手町の取組

主な取組	内容	担当課
男女共同参画意識を醸成する職員研修の実施	男女共同参画に関する研修を実施する。	総務課
管理職育成研修の実施	管理職育成研修を実施する。	総務課
町の男性職員の育児休業取得促進	育児休業制度について町職員に周知し、男性職員が育児休業を取得しやすい環境づくりを推進する。	総務課

## 基本目標 3 男女が共に活躍できる雇用環境づくり

### (1) ワーク・ライフ・バランス等の実現

#### 岩手町の現状と推進施策

##### 施策 3-1-1 子育て支援の充実

町民アンケート調査において、女性が職業を持つことについて尋ねたところ、「結婚や出産を契機に女性が家庭に入るほうがよい」と答えた割合は、全体の 4.4%となり、町民の大半が、女性が職業を持つことについて肯定的な立場であることがわかりました。

男女が共に活躍できる社会を実現するため、仕事と家庭をバランスよく両立させ、結婚や出産がその障害とならないよう、子育て環境の充実を推進します。

##### 施策 3-1-2 介護支援の充実

少子高齢化が進行するなか、町では介護予防に情報提供や、介護予防講演会等の各種教室で介護予防講座等を実施することで、介護予防・健康づくりへの意識啓発に努めています。しかしながら、家庭における介護負担の増大により、介護を主な理由として離職を余儀なくされる人が少なくありません。

町は、短期集中型パワーリハビリ事業やシルバーリハビリ体操教室の充実、介護予防講演会、介護予防講座等の実施により、介護予防・健康づくり等についての意識啓発、学習の機会等の提供等を継続的に行います。

#### 岩手町の取組

主な取組	内容	担当課
子育て支援サービスの充実	岩手町子ども・子育て支援事業計画に基づく、各種子育て支援サービスの充実を図る。	健康福祉課
介護予防の意識啓発	介護予防に関する広報、介護予防講演会及び各種講座の実施。	長寿介護課
介護予防サービスの充実	岩手町高齢者福祉計画に基づく、各種介護予防事業の充実を図る。	長寿介護課

## (2) 働く場における男女共同参画の推進

### 岩手町の現状と推進施策

#### 施策3-2-1 町内企業・各種民間団体等の就労環境改善の促進

男女が共に職業生活において活躍するためには、個人と企業の双方に対する支援が必要です。また、本町では家族経営として農業に従事する町民が多く、こうした分野に対しても、支援していく必要があります。そのため、町内の事業所に対し、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」に関する情報提供・意識啓発を行うとともに、農家に対しては「家族経営協定」の締結を促すなど、多様な方法による就労環境改善を図ります。

#### 施策3-2-2 女性の職業能力開発の推進

町では、「岩手町起業支援プログラム」として新規事業の立ち上げ支援を行っています。被雇用者として就労するだけでなく、女性が自立して社会で活躍できる環境づくりのため、こうした制度の周知を積極的に行い、女性の職業能力開発を支援します。

#### 施策3-2-3 各種ハラスメントの根絶

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントについて必要な対策をとることは、法律で事業主に義務付けられています。

町では、こうした法制度についての周知徹底と、各種ハラスメント防止に関する意識啓発を推進します。

#### 施策3-2-4 企業におけるポジティブ・アクションの促進

事業所アンケート結果では、ポジティブ・アクションの認知について、「聞いたことがない」、「言葉は聞いたことがあるが内容は知らない」と答えた事業所が7割を超えています。

働く場において、男女間の差が生じない環境を整えるため、町内事業所に対して積極的な意識啓発を推進します。



## 岩手町の取組

主な取組	内容	担当課
一般事業主行動計画策定についての情報提供	一般事業主行動計画策定に係る各種情報提供と、計画策定に係る相談窓口を設置し、町内事業所の労働環境改善を支援する。	企画商工課
家族経営協定の締結促進	農業委員・農地利用最適化推進委員を通じて、地域の農業者の情報を収集し、周知を図るとともに、農業委員会だよりなどにより情報発信する。	農業委員会事務局
岩手町起業支援プログラムの利用促進	岩手町起業支援プログラムの周知及び利用を促進し、プログラムを通じた新規事業の立ち上げから事業の拡大・成長に必要な知識の習得を図る。	みらい創造課
各種ハラスメント防止に向けた理解の促進	各種ハラスメントに係る法制度(男女雇用機会均等法、育児介護休業法、労働政策総合推進法等)についての周知を行い、町内事業所における各種ハラスメント防止に向けた理解促進を図る。	企画商工課
町内事業所のポジティブ・アクションについての意識啓発	町内事業所に対し、ポジティブ・アクションについての事例等、各種情報提供を行う。	企画商工課

## 基本目標 4 男女が安全・安心に暮らせるまちづくり

### (1) DV の根絶

#### 岩手町の現状と推進施策

##### 施策 4-1-1 DV 根絶に向けた広報・啓発活動の推進

町民アンケート調査結果では、夫婦間暴力について身近で見聞きした経験について、「身近に当事者がおり相談を受けたことがある」と答えた割合が 4.9%となりました。DV は社会問題として広く認識されており、その被害は性別を問いません。

町は、DV 根絶に向けた広報・啓発活動を積極的に展開し、男女が安心して家庭生活を営むことが出来る社会づくりを図ります。

#### 岩手町の取組

主な取組	内容	担当課
DV 防止のための広報の充実及び意識啓発	DV 防止への理解促進を図るため、セミナーやホームページ等において啓発活動を行う。	健康福祉課

### (2) DV 被害者の心身の健康支援

#### 岩手町の現状と推進施策

##### 施策 4-2-1 DV 被害者に対する相談体制の充実

町では、DV 被害に関する相談窓口を設置していますが、DV 被害者が積極的に周囲に相談しないことがあります。これは、相談先がわからないことや、羞恥心によることが多く、被害者が安心して相談できる環境づくりが必要です。

町は、DV 被害の窓口設置を継続するとともに、窓口の周知や、相談者に配慮した相談体制の充実を図ります。

#### 岩手町の取組

主な取組	内容	担当課
DV 相談窓口の周知	パンフレットの作成・配布等により、DV 窓口の存在の周知及びサービス内容の情報提供を図る。	健康福祉課
被害者に配慮した窓口体制の整備	DV 被害者が安心して相談できるよう、被害者に配慮した相談場所や窓口職員の配置を図る。	健康福祉課

## 第5章 成果指標の設定

本計画における各種取組の成果指標は、以下のとおりとします。

### 基本目標1 男女が共に手を取りあい活躍するまちづくり

主な取組	指標	令和 3年度	令和 8年度
パパママ教室開催による男性の育児参加の促進	パパママ教室参加者のパパママ比率	パパ：ママ 40：60	パパ：ママ 45：55
子育て情報誌の発行	子育て情報誌の全戸配布	年12回	年12回
介護教室への参加促進	介護教室の参加者数	年36人	年50人
男女共同参画セミナー、フォーラム等の開催	セミナー、フォーラム等の開催数	年0回	年2回
男女共同参画サポーターの養成	男女共同参画サポーター認定者数	年0人	年2人
避難所運営方法の検討	避難所運営訓練参加者の男女比率	男性：女性 42：58	男性：女性 40：60
町政懇談会の充実	町政懇談会の女性の参加率	22.5%	25%
審議会等における女性委員の参加促進	農業委員に占める女性委員割合	40.0%	40.0%
	国民健康保険運営協議会における女性委員割合	22.2%	33.3%
	廃棄物減量等推進審議会における女性委員割合	7.7%	15.4%
	教育振興審議会委員に占める女性委員割合	33.3%	50.0%
	教育委員会委員に占める女性委員割合	25.0%	50.0%
	都市計画審議会における女性委員割合	20.0%	30.0%
	総合計画審議会における女性委員割合	15.4%	30.0%
	行財政審議会における女性委員割合	10.0%	30.0%
	社会厚生審議会における女性委員割合	54.5%	54.5%
	産業経済審議会における女性委員割合	20.0%	30.0%
	図書館協議会における女性委員割合	57.1%	57.1%
	公民館運営審議会における女性委員割合	30.0%	30.0%
	民生委員・児童委員推薦会における女性委員割合	15.4%	23.0%
	岩手町情報公開・個人情報保護審査会における女性委員割合	20.0%	40.0%
岩手町情報公開・個人情報保護運営審議会における女性委員割合	25.0%	37.5%	
岩手町青少年問題協議会における女性委員割合	33.3%	40.0%	

主な取組	指標	令和 3年度	令和 8年度
審議会等における女性委員の参加促進	岩手町交通安全対策会議における女性委員割合	0.0%	11.1%
	岩手町防災会議における女性委員割合	15.0%	20.0%
	岩手町国民保護協議会における女性委員割合	10.0%	15.0%
	固定資産評価審査委員会における女性委員割合	0.0%	33.3%
	選挙管理委員会における女性委員割合	25.0%	50.0%
	社会教育委員に占める女性委員割合	30.0%	30.0%
	文化財保護審議会委員に占める女性委員割合	0.0%	12.0%
	石神の丘美術館運営審議会委員に占める女性委員割合	30.0%	30.0%
	健康体力づくり推進審議会委員に占める女性委員割合	9.1%	30.0%
	地域公共交通活性化協議会における情勢委員割合	3.2%	12.9%
	監査委員会における女性委員割合	0.0%	50.0%

## 基本目標 2 男女共同参画社会を実現する基盤づくり

主な取組	指標	令和 3年度	令和 8年度
小中学校における人権教育の推進	人権教室の実施回数	年 1 回	年 2 回
広報、ホームページ等、多様な手段を活用した意識啓発	広報、ホームページ、SNS、全戸配布・回覧を利用した情報発信事業件数	4 件	9 件
人権擁護・啓発活動の推進	人権啓発活動の実施回数	年 3 回	年 3 回
	人権相談の実施回数	年 12 回	年 12 回
男女共同参画意識を醸成する職員研修の実施	男女共同参画に関連する職員研修の開催回数	年 1 回	年 1 回
管理職育成研修の実施	課長補佐級・係長級を対象とした女性管理職育成研修の参加率	20%	50%
町の男性職員の育児休業等取得促進	職員の電子掲示板（ガルーン）を利用した育児休業等取得に関する情報提供および取得可能となった男性職員への個別案内による育児休業等の取得率	20% (取得可能となった職員中)	50% (取得可能となった職員中)

### 基本目標 3 男女が共に活躍できる雇用環境づくり

主な取組	指標	令和 3年度	令和 8年度
子育て支援サービスの充実	保育所並びに学童保育に係る待機児童数	0人	0人
介護予防の意識啓発	介護予防に関する広報、介護予防講演会及び各種講座の実施回数	年 25 回	年 34 回
介護予防サービスの充実	介護予防事業（各種教室、健康いきいきサロン等）の実施回数	年 292 回	年 324 回
一般事業主行動計画策定についての情報提供	事業者への情報提供回数	年 2 回	年 2 回
家族経営協定の締結促進	家族経営協定締結農家数（戸）	96 戸	102 戸
岩手町起業支援プログラムの利用促進	岩手町起業支援プログラムにおける女性の利用率	20.0%	50.0%
各種ハラスメント防止に向けた理解の促進	各種ハラスメント対策未実施の事業所の割合	39.2%	30.0%
町内事業所のポジティブ・アクションについての意識啓発	ポジティブ・アクションについて「内容を理解している」事業所の割合	19.6%	60.0%

### 基本目標 4 男女が安全・安心に暮らせるまちづくり

主な取組	指標	令和 3年度	令和 8年度
DV 防止のための広報の充実及び意識啓発	DV 防止のためのチラシ等の配布回数	年 1 回	年 2 回
DV 相談窓口の周知	DV に関する相談窓口を知っている人の割合	20.0%	80.0%
被害者に配慮した窓口体制の整備	パンフレット等を作成、配布しての情報提供回数	-	年 1 回

## 第6章 推進体制

---

### 1. 基本的な考え方

男女共同参画の推進にあたっては、状況や課題を適切に把握しながら、男女共同参画の視点に立った政策の立案・実行に繋げることが重要です。そのため、男女共同参画推進人材を育成し、庁内体制の充実・強化を図り、政策の実効性を高めることが求められます。

また、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速するためには、行政、町、地域及び民間が連携して推進するとともに、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍推進の視点を確保し施策に反映することが重要です。

そのため、町は、経済団体や労働団体との協働により、仕事と生活の調和等の課題に対する取組を推進するとともに、地域における男女共同参画・女性活躍の実現に向けた地域の取組の支援の充実を図ることが求められます。

### 2. 岩手町の推進体制

#### (1) 岩手町男女共同参画推進会議

男女共同参画プランの施策は広範囲にわたるため、関係者、関係機関相互の連携と前向きな活動の実践が重要となります。施策の推進にあたっては、町長が組織し、町行政の全課長で構成される「岩手町男女共同参画推進会議」が中心的役割を担い、男女共同参画社会の実現を目指します。

#### (2) 岩手町男女共同参画推進会議ワーキング部会

男女共同参画社会実現に向け、町行政の各課関係係長等及び岩手町在住の男女共同参画サポーター等で構成される「岩手町男女共同参画推進会議ワーキング部会」を組織し、関係各課において、情報共有や意見交換を積極的に行いながら公民協働により計画の点検、進捗管理を行います。

また、庁内の定期的な研修会を開催し、人材育成を推進します。

#### (3) 国、県、地域、事業所・各種関係団体等との協働

男女共同参画セミナー、フォーラム等、あらゆる機会を通じ、国、県、地域、事業所・各種関係団体等との情報共有を図り、男女共同参画・女性活躍の実現を目指しま

す。

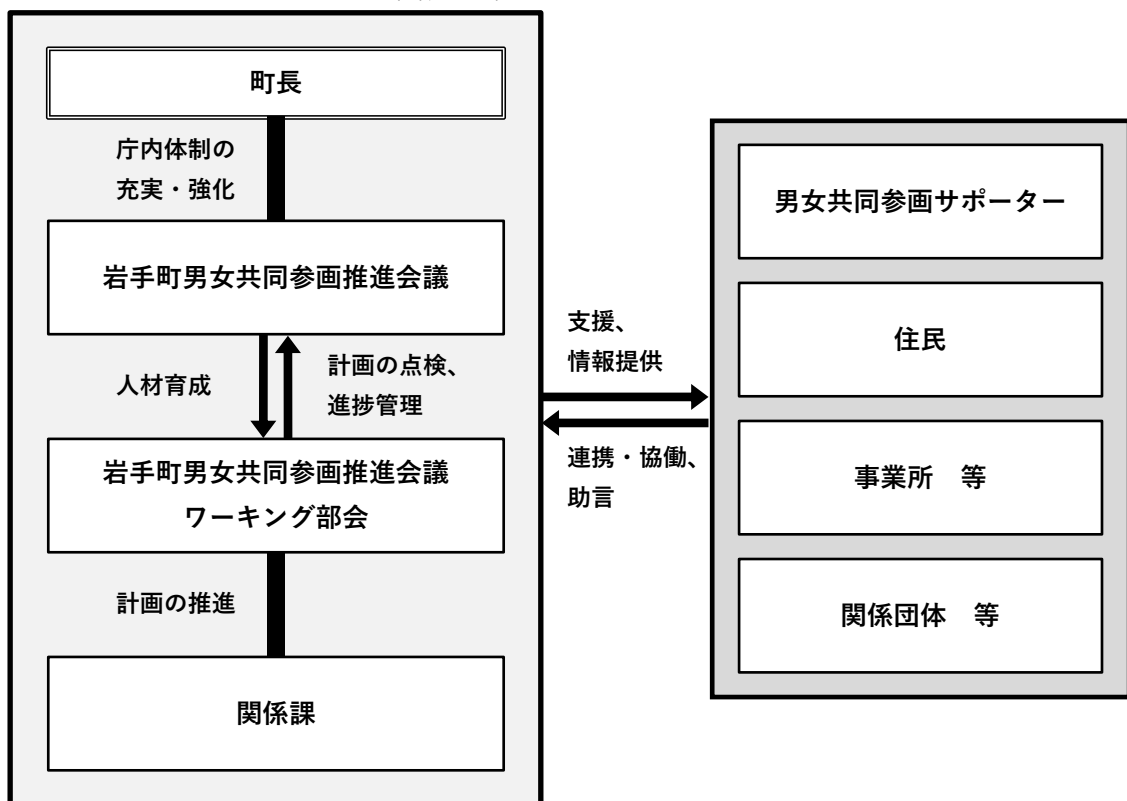
#### (4) PDCA サイクルに基づく計画の進捗管理

Plan（計画の策定）、Do（計画の実行）、Check（進捗状況の確認）、Action（計画の見直し）のサイクルにより、定期的な計画の進捗管理を実施し、適切な現状把握を行うとともに、現状に則した取組の検討を行います。

#### (5) 情報の公表

本計画は、行政のみならず、地域、事業所・各種関係団体等、幅広い主体による協働により推進していくことが重要であることから、計画を定め、又は計画の進捗管理に基づき計画を変更する場合、町ホームページ、広報誌への掲載等、適切な方法でこれを公表し、周知します。

図表 推進体制のイメージ



## (6) 推進担当課

本計画における各種取組の推進担当課は、以下のとおりとします。

基本目標	主な取組	推進担当課
男女が共に手を取りあい活躍するまちづくり	パパママ教室開催による男性の育児参加の促進	健康福祉課
	子育て情報誌の発行	健康福祉課
	介護教室への参加促進	健康福祉課
	男女共同参画セミナー、フォーラム等の開催	企画商工課
	男女共同参画サポーターの養成	企画商工課
	避難所運営方法の検討	総務課
	町政懇談会の充実	企画商工課
	審議会等における女性委員の参加促進	全課
男女共同参画社会を実現する基盤づくり	小中学校における人権教育の推進	総務課
	広報、ホームページ等、多様な手段を活用した意識啓発	企画商工課
	人権擁護・啓発活動の推進	企画商工課
	男女共同参画意識を醸成する職員研修の実施	総務課
	管理職育成研修の実施	総務課
町の男性職員の育児休業等取得促進	総務課	
男女が共に活躍できる雇用環境づくり	子育て支援サービスの充実	健康福祉課
	介護予防の意識啓発	長寿介護課
	介護予防サービスの充実	長寿介護課
	一般事業主行動計画策定についての情報提供	企画商工課
	家族経営協定の締結促進	農業委員会事務局
	岩手町起業支援プログラムの利用促進	みらい創造課
	各種ハラスメント防止に向けた理解の促進	企画商工課
町内事業所のポジティブ・アクションについての意識啓発	企画商工課	
男女が安全・安心に暮らせるまちづくり	DV 防止のための広報の充実及び意識啓発	健康福祉課
	DV 相談窓口の周知	健康福祉課
	被害者に配慮した窓口体制の整備	健康福祉課



## 第7章 資料編

---

### 1. いわてまち男女共同参画プラン策定委員会

#### (1) 設置要綱

##### いわてまち男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

###### (設置)

第1 いわてまち男女共同参画プラン(以下「プラン」という。)の策定を支援するため、いわてまち男女共同参画プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

###### (所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) プランの策定に係る基本的事項に関すること。
- (2) その他プランの策定に必要な事項に関すること。

###### (組織)

第3 委員会は、委員13人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体等の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他町長が必要と認める者

###### (任期)

第4 委員の任期は、プランの策定が終了したときまでとする。

###### (委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

###### (会議)

第6 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

###### (庶務)

第7 委員会の庶務は、企画商工課において処理する。

###### (補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

## (2) 策定委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

No	所 属	氏 名	備 考
1	岩手町商工会 青年部長	山口 和顯	副委員長
2	城山保育園 園長	藤澤 恵美子	
3	ニチコン岩手株式会社 代表取締役工場長	千葉 章博	
4	岩手町女性団体連絡会議 議長	遠藤 美江子	
5	岩手町農業委員会 会長	松本 良子	委員長
6	岩手町人権擁護委員	今松 文子	
7	岩手町教育委員会 教育長職務代理者	遠藤 武光	
8	社会福祉法人岩手町社会福祉協議会 会長	藤原 徳明	
9	岩手町民生委員児童委員協議会 会長	佐々木 夏子	
10	岩手警察署生活安全課 課長	川原 郁子	
11	岩手町健康福祉課 課長	赤岩 正昭	
12	男女共同参画サポーター	水賀美 洋子	
13	男女共同参画サポーター	久保 賢治	

## 2. 岩手町男女共同参画推進懇話会

### (1) 設置要綱

#### 岩手町男女共同参画推進懇話会設置要綱

##### (目的)

第1 男女共同参画に関する重要事項を推進するため、岩手町男女共同参画推進懇話会（以下「推進懇話会」という。）を設置する。

##### (所掌事項)

第2 推進懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画「いわてまち男女共同参画プラン」の原案の検討及び策定に関すること。
- (2) 男女共同参画計画に係る施策の推進及び連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画計画に係る施策の推進を図るために必要な事項に関すること。

##### (組織)

第3 推進懇話会委員は、次に掲げる者をもって組織し、15人以内とする。

- (1) 岩手町男女共同参画サポーター
- (2) 行政関係者
- (3) その他委員長が必要と認める者

##### (委員長)

第4 推進懇話会の議長は委員長とし、委員長は、企画商工課長をもって充てる。

##### (会議)

第5 推進懇話会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、推進懇話会の委員以外から資料の提供又は出席を求め、意見を求めることができる。

##### (庶務)

第6 推進懇話会の庶務は、企画商工課において処理する。

##### (補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進懇話会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## (2) 懇話会委員名簿

(敬称略、順不同)

No	所属等	職名	氏名	備考
1	男女共同参画サポーター		松本 良子	
2	男女共同参画サポーター		水賀 美洋子	
3	男女共同参画サポーター		遠藤 エキ	
4	男女共同参画サポーター		岩崎 幸子	
5	男女共同参画サポーター		久保 賢治	
6	男女共同参画サポーター		畠山 まゆみ	
7	男女共同参画サポーター		遠藤 美江子	
8	男女共同参画サポーター		三ツ谷 賢司	
9	健康福祉課子育て支援係	係長	松田 伸	子育て支援担当課
10	健康福祉課福祉支援係	係長	金澤 浩美	DV 防止対策担当課
11	社会教育課社会教育係	係長	高橋 昭子	生涯学習担当課
12	中央公民館	館長補佐	横澤 晃子	地域活動担当課
13	総務課行政係	係長	上澤 一久	人事・人材育成担当課
14	企画商工課	課長	竹花 勇治	委員長

(事務局)

No	所属等	職名	氏名	備考
1	企画商工課	主幹兼課長補佐	本田 桂一	
2	企画商工課企画広報係	係長	高橋 宗介	
3	企画商工課企画広報係	主査	平野 祐子	